



'89. 9. 15

No. 497

まち

お知らせ版

- 発行 菊池市役所
☎0968-25-1111(代)
- 編集 総務部市長公室
(毎月2回1・15日発行)



菊池っ子のあそび 『風ぐるま』

祭りの縁日などでよく風車が売られていた。秋のそよ風にはこの風車がよくにあり、風の吹く方向に向けてとひとりでにまわった。風がないときには、手に持って走るとくるくとまわった。子供たちは厚目の紙を見つけて、思い思いの風車を作った。田舎道や広場をかけまわると石ころにつまづいた。水たまりにも足をとられたが、それでも楽しそうに走りつづけた。

え・泉 雄一さん

動物愛護週間

9月20日～26日

動物は、古くから人間の衣食用に、また、使役、愛がん用に、さらには科学上の実験用など、人間社会と密接な関係を持ち、人類の生存、生活の向上等に大きく貢献しています。

私たちは、ただ動物が好きだから、かわいいからといった単純な動機だけで飼うべきではありません。最後まで飼うという自覚と責任をもって、正しく飼いましょう。

やくそう

シリーズ⑥
= 市老連薬草部会 =

◇カキトオシ(連銭草)

シソ科の多年草で4・5月頃、淡紫色の花をつける。葉は丸く縁は鋸歯状である。薬効としては、黄疸・胆道結石・腎臓結石・膀胱結石・糖尿病(血糖値降下作用はタラの木の根や皮よりも強い)に効くといわれている。

▶採取と調製
花の咲いた頃、刈取り日干しにし「ジワッ」となった時、1cm位に切り更に日干しする。

▶用法
①乾燥したもの10~15gを水1ℓで濃く煎じ1日3回に分服する。

②生葉を焼酎35度につけて薬酒を作る。生葉200~300gをビンに入れ、ヒタヒタまで焼酎を注ぐ。

③生葉をミキサーにかけ、青汁として飲んでも良い。

▶お問い合わせ
市野瀬 葛原芳雄
(☎241096)



募集

◆特別の事情を有する
身元判明孤児に対する
身元引受人

厚生省および熊本県では、身元判明孤児のうち、肉親との血縁関係が遠い等の事情により、永住帰国を希望しながら帰国できない者の永住帰国を促進するため、特別の身元引受人を次により募集します。
(身元引受人の役割)

身元判明帰国世帯の身元を引き受けて近隣に住まわせるなどして、その身元判明帰国孤児世帯が、一日も早く自立して生活を営めるように相談、

助言、指導等の役割を担います。

◆働きたい女性のための講習会

▲婦人就業援助センター
▼科目 経理・ワープロ
▼期間 九月二十七日~十一月十六日(月・水・金)
▼時間 午前十時から午後

▲熊本県職業技能開発協会
(月)十六日(月)

▲受検申請書受付 十月二日

試験

▲受検種目
・特級 十職種実施予定
・一級および二級 四十二種
五十一作業実施予定
※詳しくは、同協会(☎0963841711)まで。

追加予約受付中!

創刊500号記念 広報きくち「縮刷版」

広報きくちの創刊号から250号までを一冊の本にまとめ、みなさんにお届けします。ただ今、追加予約を受け付けています。ご家庭に、職場にぜひ一冊ノ。そして、贈りものとしてもご利用下さい。

■発刊予定(第一巻) 平成2年2月
■頒布価格 2,500円
■申し込み・問い合わせ
市市長公室・広報広聴係まで

…ちいさな歴史かもしれないけれど、愛情をこめて語りあえる。そんななつかしいまちの歴史を集めました...

午前十時~午後二時
▼場所 菊池市中央公民館
▼相談を受ける内容
・土地家屋調査士の業務全般
・司法書士の業務全般に関する相談
※個人の秘密は厳守します。

無料
司法書士・土地家屋調査士法律相談

▲熊本県司法書士会
熊本県司法書士会山鹿支部
と土地家屋調査士山鹿支部
は、十月一日の「法の日」を期して、無料法律相談を実施します。両会員が親切に相談に応じますので、気軽にお出かけ下さい。

▼日時 十月一日(日)

各研修コースの案内

雇用促進事業団 熊本技能開発センター
(菊池郡西合志町)

コース名	実施日	時間	定員	経費
MC作業入門講座	10/28.29	9:00~17:00	10名	2,000
NC旋盤プログラム編講座	10/12.13	9:00~17:00	10名	500
型彫り放電加工作業入門講座	10/18.19.20	9:00~16:00	6名	3,000
自動プログラム作業入門講座	10/14.15	9:00~17:00	6名	500
ワイヤーカット作業応用講座	10/21.22	9:00~16:00	4名	5,000
型彫り放電加工作業応用講座	10/21.22	9:00~16:00	6名	5,000
アルミTIG溶接講座中級	10/21.22	9:00~17:00	10名	3,000
ガス溶接技能講習	10/14.15.28.29	9:00~17:00	10名	3,000
測量初級講座	10/21.22	9:00~17:00	10名	1,000
ワープロ入門講座	10/16.17.18.19.20.21	9:00~17:00	10名	1,000
日商簿記2級受験講座	10/22.29	9:00~17:00	10名	1,000
自動車定期点検講座	10/7.8	9:00~17:00	10名	1,000

※詳しくは同センター(☎096-242-0391)にお問い合わせ下さい。

寄稿文・思い出の写真等をお待ちしています

広報きくちは創刊されて以来、十一月一日号で記念すべき五百号を迎えます。

そこで十一月一日号でみなさんの声や思い出の写真を集め、三十年の歩みを振り返ってみたいと思います。作文、短歌、詩など

市民課

広報きくち 創刊500号 祈念に寄せて

◆老齢基礎年金の受給資格者の受給権者の間を満たした人

①老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人
②老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人
③老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人
④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人

都市計画課

◆住宅写真パネル展示会
▼期日 十月二日~七日
▼場所 市役所玄関ホール
▼主催 建築士会菊池支部

▼内容
住宅月間にちなんで現代の住宅の写真を展示し、住環境および住まい方等、意識の向上を図り「住まい」について考えるものです。ぜひ見に来て下さい。

二、戦後、ソ連またはモンゴルの地域において強制留置中、死亡された方の遺族の皆さんへ

このたび、新たに戦後、ソ連またはモンゴルの地域において強制留置中に死亡された方(帰還途上、死亡された方も含む)のご遺族で、平成元年九月一日において日本国籍を有する方にも内閣総理大臣名の慰勞品(書状・銀杯)が贈呈されることになりました。請求期限は、平成元年九月一日から平成五年三月三十一日までです。

一、恩給資格者の皆さんへ
このたび恩給資格者の方のうち、外地等に勤務した経験を有し、加算年を含めた在職年が三年以上で、請求時において日本国籍を有する方には書状(内閣総理大臣名)を、更に七十歳以上の方には高齢者の順から銀杯を贈呈されることとなりました。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給

昭和四十年に創設された制度で、戦没者等の遺族に対し、国としてあらためて弔慰の意を表するために支給されるものです。

平成元年度に制度の改正が行われ、昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日まで、公務扶助料、遺族年金等を支給していた遺族(戦没者等の妻、父母等)が失権した場合に残された遺族に特別弔慰金として額面十八万円、

六年償還、無利子の国債が支給されます。

なお、第四回特別弔慰金(額面三十万円、十年償還)の支給の対象となった遺族は対象となりません。

◆支給の対象者
特別弔慰金をうけることができるのは、主として次に記載された戦没者死亡当時の遺族のうち、次の順序に従って最も順位が先の人一人です。

一、平成元年四月一日までに弔慰金(遺族国庫債券)を受けた人
二、戦没者の子
三、戦没者と生計を共にしていた①父母、②孫、③祖父、④兄弟姉妹
(婚姻、養子縁組により平成元年四月一日現在、氏が変わっている人は該当しません。)

四、戦没者と生計関係がなかった①父母、②孫、③祖父、④兄弟姉妹。
五、三・四以外の三親等内親族
(戦没者死亡まで引き続き一年以上生計を共にしていた人に限ります。)

◆請求の期限
平成四年六月二十七日です。期限までに請求しませんが受給できなくなりますからご注意ください。

※詳しいことは同課福祉係にお尋ね下さい。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかに該当する人が死亡されたときに、十八歳(障害児は二十歳以下同じ)未満の子を持つ妻または、十八歳未満の子に支給されます。

①国民年金に加入している人
②国民年金に加入したことのある六十歳以上、六十五歳未満の人で、日本国内に住所がある人

加入期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて三分の二以上であることが必要です。(死亡日が平成八年四月一日前であるときは、直近の一年間に保険料の滞納がなければよいことになっていきます)

年金は、受けとる権利
掛ける義務

一、二の書状・銀杯および慰勞品の贈呈は、請求に基づいて行われますので、請求される方は平和祈念事業特別基金から請求書類を受け取り、必要な書類を添えて「平和祈念事業特別基金」あて直接送付して下さい。

▽請求書類の送付先および問い合わせ先
〒一三三 東京都文京区大塚
五三三 平和祈念事業特別基金(総務府所管)
業務第二課 ☎0339454703

※なお、請求書類は市同課にもあります。

成元年四月一日現在、氏が変わっている人は該当しません。

四、戦没者と生計関係がなかった①父母、②孫、③祖父、④兄弟姉妹。
五、三・四以外の三親等内親族
(戦没者死亡まで引き続き一年以上生計を共にしていた人に限ります。)

◆請求の期限
平成四年六月二十七日です。期限までに請求しませんが受給できなくなりますからご注意ください。

※詳しいことは同課福祉係にお尋ね下さい。

福祉課

一、恩給資格者の皆さんへ
このたび恩給資格者の方のうち、外地等に勤務した経験を有し、加算年を含めた在職年が三年以上で、請求時において日本国籍を有する方には書状(内閣総理大臣名)を、更に七十歳以上の方には高齢者の順から銀杯を贈呈されることとなりました。

請求書類の受け付けは、九月一日から行われます。

※次の方々は対象になりません。
① 恩給法という旧軍人軍属であって、年金たる恩給または旧軍人軍属としての在職に連関する年金たる給付を受ける権利を有する方
② 恩給資格者のご遺族および戦後、ソ連またはモンゴルの地域に強制留置された方
③ 戦傷病者戦没者遺族等援護法上の軍属一雇員、備人工員等および進軍属の方

彼岸花もちて墓参の道の辺にかそけくゆれて露草の碧
(溪流から)

池坊 岩木社中

成元年四月一日現在、氏が変わっている人は該当しません。

四、戦没者と生計関係がなかった①父母、②孫、③祖父、④兄弟姉妹。
五、三・四以外の三親等内親族
(戦没者死亡まで引き続き一年以上生計を共にしていた人に限ります。)

◆請求の期限
平成四年六月二十七日です。期限までに請求しませんが受給できなくなりますからご注意ください。

※詳しいことは同課福祉係にお尋ね下さい。

彼岸花もちて墓参の道の辺にかそけくゆれて露草の碧
(溪流から)

池坊 岩木社中

